

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002477">https://doi.org/10.57529/00002477</a>

## 第二章 戦国期における太宰府天満宮留守職について

はじめに

菅原道真を祀る太宰府天満宮の創建は、その門弟である味酒安行が道真のために祠廟である天満宮と御墓寺である安楽寺を建立したことから始まる<sup>1)</sup>。ゆえに天満宮と安楽寺は神仏習合の中で、天満宮安楽寺として、明治初期の神仏分離まで一体化した発展を遂げてきた。そしてその組織は、安楽寺別当職が中心となって統率されたのであった。天暦元年（九四七）には、道真の孫にあたる平忠が安楽寺別当に任命され、これを契機に安楽寺別当は菅原氏の氏人から任命されることとなった。当初は、菅原氏の長者による補任であったが、准官寺である定額寺に昇格することで官符による任命となっていく。以降南北朝時代に至るまで三十六代の別当が任命されたが、平安末期になると九州に下向することなく、目代によって寺務が執り行われるようになる。そして南北朝期には留守職が置かれ、別当家の流れを組む大鳥居・小鳥居両氏を中心に御供屋・執行坊・浦坊の五別当により太宰府天満宮の経営がなされるようになったのである<sup>2)</sup>。初期に、別当が氏長者の補任を受けていたように、この留守職も氏長者の補任を要した。しかし時を経ると、その補任形態も形骸化してくるようになる。

本章では、太宰府天満宮の運営の中心となる大鳥居氏と小鳥居氏を特に取り上げ、またその時代的範囲も戦国期に焦点を絞り、この両氏が天満宮の中でどういった動きをしていたかを整理するとともに、その注目点などを洗い出していきたいと思う。

### 一、大鳥居氏と小鳥居氏の留守職をめぐる相論

福岡藩士であり、本居宣長門下の国学者でもあった青柳種信が編纂した『筑前國統風土記拾遺』（以後『拾遺』）の中に、留守職について

「其留守別当は、大鳥居・小鳥居両家かわるがわる此職となりしが、近代は大鳥居のみ留守職に任ず」という記載がある。<sup>3</sup> 近世以降、太宰府天満宮（以後天満宮）は、大鳥居氏が中心となり、明治に入ってから還俗して西高辻と称し、現在の天満宮宮司家となっている。この『拾遺』によれば、留守職が大鳥居氏と小鳥居氏の両氏の交替による職であったことが窺える。記載の通り、近代に至っては大鳥居のみが、その職を継承するようになるのであるが、その過程がいかなるものかは、天満宮に多く残されている史料から明らかにすることが可能であると考えられる。

恵良宏氏は、南北朝に入り、別当の在京が定着することで、安楽寺では留守別として、大鳥居氏と小鳥居氏がその任に就いたとし、この二氏の出自を菅家出身で、十八代別当であった善昇の後裔であると指摘している。<sup>4</sup> さらに恵良氏は、「善昇は祝髪して信員と号し別当となつた。その嫡子信証（昇）の系統が大鳥居氏を称し、二子信実が小鳥居氏を建てた」と述べている。また留守職設置の事情について、正木喜三郎氏によれば、十四世紀初頭になると、在地領主制が進展することで、天満宮（安楽寺）の在地支配が困難となっていく状況にあったようである。そこで、その克服のために強力な在地掌握を行うため、寺官による預所職を設けられることで在地支配体制の再編成がなされたようである。正木氏はこのことで、それまで在地領主層によって構成されていた下司職に寺僧が進出してきたことを指摘している。また水田庄の大鳥居信高が預所、下司職として実質的な荘園経営の中心になっていったことを挙げられ、その中で別当が遥任された結果、留守職が置かれたことを説明している。<sup>5</sup>

南北朝時代初頭には留守職が置かれていたと考えてよさそうであるが、本来は留守職の設置や職掌などを詳しく分析・検討していく必要があるのだが、今回は両氏の留守職をめぐる争いが天満宮内の動向にどのように影響をもたらしていたかを中心に論じてみたいと思う。『太宰府天満宮所蔵古文書目録』の中にまとめられている「大鳥居文書」と「小鳥居文書」を概観すると次のような特徴が見いだせる。<sup>7</sup> 「大鳥居文書」では、戦国期には大友氏、天正期には島津氏に関するものが多数残っている。対して「小鳥居文書」では、大内氏に関するものが中心で、近世以降のものは残っていない。これは、まさしく当時の両氏の動きを象徴するものと考えられ、これから論ずる両氏の動きに對して、一つの流れを見出すことができるだろう。本節では、天文四年（一五三五）前後に見られる大鳥居氏と小鳥居氏の留守職の相論に大内氏がどうかかわっていたかを中心にみていきたい。

大鳥居雜掌申、就 天滿宮留守職事、可出對之由、先度被相催之處、無音之條、不可然、不日可被遂參決之由候也、仍執達如件、

(異筆)「天文四」

卯月十八日

(異筆)「到四廿一」

小鳥居殿

(五世) 賴郷 (花押)

(弘中) 興勝 (花押)

(杉) 興重 (花押)

【史料一】では、留守職について「出對」とあるので、大鳥居氏と小鳥居氏の間で相論が起きていることが理解でき、小鳥居氏が大鳥居氏からの催促を無視している状態のようで、大鳥居雜掌の申し入れに対して、筑前守護であった大内義隆が小鳥居氏に參決を命じたということである。両者での話し合いによる解決を義隆が求めているようであるが、なぜ小鳥居氏は大鳥居氏の催促に対し、「無音」という態度に出たのであろうか。次の史料は年未詳であるが、『大宰府・太宰府天滿宮史料』では、【史料一】と同じく天文四年に組まれている。

【史料二 大内奉行人連署奉書】 10

「(附箋) 大内家臣」

當社留守職事、雖大鳥居望申之、對長者家依仰理之、(小鳥居) 信元當職不相替、上意忝之由、

為御禮御太刀一腰持・御馬一疋進上之通、令披露候、得其心可申之旨候、恐々謹言、

五月十一日

(吉見)  
興滋 (花押)

(杉)  
宗長 (花押)

小鳥居殿

御返報

【史料二】では、大鳥居氏が留守職を望んでいるが「對長者家依仰理之」という理由から、「信元當職不相替」として大内義隆が、小鳥居氏の留守職を認めた内容である。【史料一】の流れを受けているとすれば、すでに小鳥居信元は留守職にあったことであり、大鳥居氏の要請に応えようとしなかった理由もそのあると思われる。「太宰府神社舊神官家系」では、信元の留守職の在任期間を享祿元年（一五二八）～天文十八年（一五四九）としている。<sup>11</sup>また、義隆もそのことについては了解の上で、大鳥居氏への対応として、小鳥居氏に話し合いの場に出ることを命じたのかもしれない。このように大内氏が、すでに天満宮の留守職に関与していることがわかる。このことについて正木氏は、守護領国制が進む中、室町幕府の権威も衰退し、その幕府とつながる菅氏長者家も動揺していく背景を踏まえ、守護勢力との関係の中で、大鳥居氏や小鳥居氏が長者家支配から免れていくことを指摘している。この流れに関して、康正二年（一四五六）には、大内教弘が大鳥居信頭を留守職に補任している<sup>12</sup>、この康正の頃には大内氏が安堵・補任権を行使するようになり、次第に官氏長者による支配が形骸化することにつながったようである。<sup>13</sup>次に掲げる史料も年未詳であるが、『大宰府・太宰府天満宮史料』では、天文十四年に収められている。

【史料三 大内義隆書状】<sup>14</sup>

安樂寺留守職事、大鳥居申所於舊儀者勿論候、雖然從應永以來希有事候、其子細、先日令縷陳之様候、於一統之時者、不及異論事候、近年之趣當時之姿、粗令申候、殊更(大内)當任以後、終不遂一禮候、更非御等閑候也、義隆謹言、

三月廿一日

(大内)  
義隆

大鳥居氏側が、留守職ついて「旧儀」を持ち出し、義隆に訴え出ていると思われる。義隆は、大鳥居氏による「旧儀」は認めているものの、小鳥居氏が留守職にあるということを指しているのか、応永以来「希有」な状態であることを示している。まずこの「旧儀」がどういったものであるのか、おそらくは留守職補任に關してのことと思われる。また【史料三】と同様、天文四年のものとされている目代石見守助重が大鳥居東に宛てた書状では、「安樂寺留守職事ハ、尤面々一流相續□條、御存知御事候、其子細者、大内殿も能々被申候上者、不可有□何煩候、如法任料以下被上候て、御補任事不可有相違候、雖代々事□、向後も御御無沙汰時者、煩事可出來候、此分能々可有御存知候」<sup>15</sup>とある。そこには大鳥居氏が留守職に補任されることは間違いないことを伝えているが、この「旧儀」というものが「一流相續」と対応するかは検討を要するが、大内氏側の態度として、これまでの大鳥居氏の留守職補任の在り方については承知の上で、小鳥居氏を留守職としていたことになるのだろう。

【史料四 大内奉行人連署奉書】<sup>16</sup>

就當 社留守職之儀、(小鳥居)信潤與大鳥居相論之次第、兩方證文御披見之處、小鳥居出帶證文一任之間、不可有相違之由、長者家御補任在之、雖然年季之沙汰不分明之條、所詮於長者家被經沙汰、以其上可被成御裁許之由、依仰執達如件、

天文四年八月十四日

(實武助)越中守 (花押)  
(吉見頼徳)丹後權守 (花押)

【史料四】では、大鳥居氏と小鳥居氏の留守職をめぐる相論について長者家の沙汰をもって裁許するとしている。互いの證文を見た上で、「小鳥居出帶證文一任之間、不可有相違之由、長者家御補任在之」とあるように、大内義隆は小鳥居氏に寄った態度を示しているが、不十分な部分もあるとして、長者家の沙汰を経た上での裁許を行おうとしたようである。木村忠夫氏は、【史料二】に見られる「對長者家依仰理之」という表現に対して、菅氏長者の補任を尊重したかのように見えるが、菅氏長者の權威は大内氏の天満宮掌握により失墜していたと考

えている。<sup>17</sup>この長者家の沙汰を求める動きも、やはり建前なことであつたと考えられようが、大鳥居氏への対応策として利用しようとする意図も大いにあつたと思われる。大内氏による留守職補任の関与については、従来の菅氏長者を頂点とした補任体系を否定するものになつたと考えられよう。正木氏も述べているように、守護領国制の展開により、天満宮（安楽寺）は武家方を頼ることで、その経営を為すことになつたのである。<sup>18</sup>また留守職の補任の在り方も、大内氏が留守職を安堵した後に、菅氏長者が、それを追認するようになり、形骸化していったのであろう。天文十七年（一五四八）に出されたときれる「三上兼照・瀧口貞國連署書状」では、菅氏長者である東坊城長淳による小鳥居信元の留守職補任がなされているが、「御屋形」という記載が見られ、大内氏の意向が反映されている背景が窺える。<sup>19</sup>大内氏の留守職に対する関与は、そのまま天満宮との関わりを強くするものであり、天満宮内部の争いという動揺が、天満宮経営に外部の勢力を受け入れていくことになつたことは否めないであろう。

この相論結果として菅氏長者の沙汰があつたのかは史料として了解できるものは見あたらないが、先ほど示した「目代石見守助重奉書」には「如法任料以下被上候て、御補任事不可有相違候」とあり、大鳥居氏にも補任状が出されていた可能性がある。<sup>20</sup>木村忠夫氏も、このことについて、菅氏長者が大鳥居氏に任料の催促をしており、当然大鳥居氏へも補任状が発給されたものと思われると論じている。<sup>21</sup>このように菅氏長者が大鳥居氏、小鳥居氏の両者に補任状を与えていたとすれば、その補任の安堵を大内氏がどちらに對して行うかということになつたのであろう。これまで見てきたように、大内氏はこの天文四年における相論では小鳥居氏を重用していたようであるが、それまで大鳥居氏を中心に留守職が任されていたのが、なぜこのような事態となつたのであろうか。<sup>22</sup>天文七年（一五三八）三月に、大内義隆と大友義鑑との間で、「又義鑑賞祿預和議之事」と和睦を結んだことがわかる史料が見受けられるので、それまで両氏の間は対立関係にあつたといふことになるだろう。<sup>23</sup>また前年の天文六年（一五三七）十二月にも、両者に対して將軍足利義晴により私闘を止めて上洛するよう求められている。<sup>24</sup>このような両者の対立を背景に、大鳥居氏の本拠地が、筑後国水田荘にあり、この時大鳥居氏が筑後にまで進出していた大友氏の影響下にあつたことを牽制するためにも、大内氏は小鳥居氏を厚遇したのではないだろうか。

## 二、大友氏と大鳥居氏の関係

天文二十年（一五五一）、大内義隆が、家臣である陶晴賢に殺された後、大友義鎮は弟である晴英を大内家に養子として出し、改名し

て大内義長として家督を継がせていた。しかし、毛利元就により弘治元年（一五五五）には陶晴賢が討たれ、続いて弘治三年（一五五七）には義長も討たれたことで、大内氏は滅亡する。そこで大内氏が持っていた九州における職や権益などは義鎮が継ぐことになり、永禄二年（一五五九）には九州探題にも補任されるなど九州地方において大きな影響を持つようになる。そして、その中で大友氏の筑前への進出は、天満宮への関わりを深くするものであったが、その動きはすでに弘治三年以前から見ることが出来る。

【史料四 大友家奉行人連署書状】 25

宰府小鳥居覺悟之様體如何候哉、明置 社頭退出之條、其方事先以早々被罷出、社

法無退轉様被申付肝要候、必歸陳之砌具可致言上之條、追而 御下知之旨可有之條、

可被得其意候、恐々謹言、

(異筆) 二〇治二

七月廿六日

(田北) 鑑生 (花押)

(吉岡) 長増

(白押) 鑑續 (花押)

(白押) 鑑續 (花押)

天満宮

大鳥居殿

【史料四】では、大友氏が大鳥居氏に天満宮の経営を「社法無退轉様」にと命じたものである。これは、それまで寺務に携わっていた小鳥居氏が天満宮から退出したことに起因する。天文十七年（一五四八）に小鳥居氏が菅氏長者により留守職補任がなされてから<sup>26</sup>、大鳥居氏の留守職補任に関する史料は管見の限り見当たらないので、この補任から弘治二年（一五五六）の小鳥居氏の退出までの八年間は、小鳥居氏が天満宮経営の中心にあったと思われる。木村氏は、この小鳥居氏の行動を天満宮内の権力闘争（大鳥居氏と小鳥居氏の留守職をめぐる対立）によるものだとしており、大鳥居氏の動きに対する政治的な意図が感じられるとしている。<sup>27</sup> 前述の通り、大内義隆が天文二十年

に討たれ、大内氏自体が弘治二年に滅亡に及ぶのであるから、小鳥居氏はこれまでの後ろ盾を失うことになったとすれば、このような事態に及んだことは理解できよう。そして大内氏に取って代わった大友氏が、大鳥居氏を通じて天満宮への関与を深めていこうとする動きは、まさしく「政治的」と言えよう。その点から、天満宮内部の動きに注意しながらも、外部からの圧迫、そして介入に注目し、天満宮の動向を探っていきたいと思う。

さて天文十七年（一五四八）の小鳥居氏の留守職補任についても、おそらくこれまでの流れからにして、天文四年の時と同様に、相論と なったであろうと想像に難くない。しかし八年の間、小鳥居氏が留守職として君臨していたということは、この時点では大内氏には大鳥居氏を留守職とする意識が無かったと考えられる。そこで大鳥居氏がその勢力を回復するには他の道を模索する必要があったのであろう。それが大鳥居氏が拠点<sup>28</sup>としていた筑後水田荘の支配を有する大友氏であったことは、今後の天満宮の動向からもわかるであろう。また大友氏からしても、筑前進出の手がかりとして大鳥居氏の存在は不可欠なものであったと思われる。

【史料五 大友家奉行人連署書状】<sup>29</sup>

急度申候、西牟田殘黨成敗之事、去年以來稠被仰出候之處、無其實故、彼惡黨悉狼藉  
深重之儀、無是非次第候、各於領内隠住如此候者、乍勿論不移時日、一途之了簡肝要  
候、若又從肥前押渡、於夜盜之儀者、各被申談、差搦諸口可被討取留事、別而可為忠  
義之段、以御書被仰遣候、被得其意堅固之才覺專要候、近日爰元衆一兩輩被差出、旁  
可被仰談之由、萬事不可有油断之儀候、恐々謹言、

(異筆)「天文十八年」

正月十九日

(入田)

親廉 (花押)

(異筆)「山下和泉守」

長就 (花押)

(異筆)「雄城岩狹守」

治景 (花押)

(齋藤)

長實 (花押)

天満宮大鳥居殿

【史料五】は、まだ大内氏が筑前に勢力を持っていた時期の様子であるが、大友義鎮の父である義鑑が大鳥居氏に対して、西牟田残党を征伐するための出兵を求めている。大友氏が大鳥居氏に対して軍事的戦力として期待していたことがわかる。少なくともこの史料から、大鳥居氏が武力をもった領主的性格を有する存在であったことが理解できるだろう。木村忠夫氏は、大友氏の神社政策の一環として、社家組織を被官化することでその統率をなしていたとしている。<sup>30</sup>大友義鎮が、奈多八幡宮の奈多鑑基を大友家の寺社奉行に任じていることは有名である。この社家の被官化やその武力を求めることは、宇佐宮や彦山、高良社においても同様な動きがあったことは前章にて確認されていることであり、宇佐宮では軍役拒絶が破却の一因ともなるほどのものであった。<sup>31</sup>

さて小鳥居氏の天満宮退出の件に戻るが、小鳥居氏の後盾であった大内氏の滅亡と、それに対して勢力を拡大する大友氏を後盾にする大鳥居氏の力関係が、逆転したことに退出の原因があったのではないだろうか。木村氏が述べているように、まさしく権力闘争という点に帰着するものと言えよう。しかし、力関係の逆転があるとは言え、大鳥居氏と小鳥居氏が留守職をめぐるという観点では、従来のように相論を起こすなど内部の対立に帰結することの方が自然のようにも思われる。それをわざわざ天満宮を明け渡すとなれば、大鳥居氏が天満宮の実権を握ることを承知してのことであり、大内時代の両氏の対立との性格の差を考えざるを得ないのである。やはりそこには、大友氏という存在が大きく影響するものであったのであろう。

【史料六 大友義鎮書状】<sup>32</sup>

留守職之事、申與候之處、如前々祭禮等被遂其節、卷數并太刀一腰・織物一端送賜候、  
祝着候、從是茂太刀一振進之候、猶田北大和守可申候、恐々謹言、

(異筆)「永禄貳」

十二月廿五日

(大友)

義鎮(花押)

天満宮

留守大鳥居殿

小鳥居氏の天満宮退出後、天満宮の経営にあたった大鳥居氏は、【史料六】にあるように大友義鎮から留守職として認められている。これ以前の永禄元年（一五五八）には、義鎮から、筑後国上下太宰府天満宮留守領を安堵されるなど、大鳥居氏の天満宮における力は確実のものとなっていくのである。<sup>33</sup> さて、天満宮を去った小鳥居氏の動向はどうなったのであろうか。次の史料により、小鳥居氏の弱体化を示すことができる。

【史料七 小鳥居信慶外二名連署書状案】<sup>34</sup>

（端裏書）

「永禄三

小鳥居信慶和睦懇望之返書之案」

御札之趣令披見候、抑信慶進退之儀度々示預候、最早々信渠（大鳥居）へ可申聞處、為各頻加異見承伏之刻、小鳥居不純熟之儀共候てハ、彌不可然之間、以別紙申題目候、被仰證、於向後無相違様ニ御調達専一候、猶上座房可被申候、恐々、

九月一八日

信覺

信順

信精

花田大倉少輔殿  
衛藤宮内少輔殿

御報

【史料七】では、小鳥居氏が大鳥居氏に和睦を願っていることがわかる。「抑信慶進退之儀度々示預候」とあるように、この願いは度々出されているものだと承知でき、すでに小鳥居氏には大鳥居氏と対立する力が無くなったのではないかと受け取れる。これまでのように、留守職をめぐる度々相論があったにもかかわらず、今回のように和睦を結ぶということは無かったのであるが、この和睦が意味するところは、ただの両者の対立に決着をつけるものではなく、そうせざるを得ない天満宮内部の対立構造の変化を示すことになるのではないだ

ろうか。そして永禄四年（一五六一）に、大友氏の家臣であり、筑前の宝満城の城督として敵対する毛利氏を牽制していた高橋鑑種の調停により、「就今度信渠與我等純熟之儀、鑑種被成御裁判候」と<sup>35</sup>、小鳥居信慶が起請文を提出するかたちで大鳥居信渠との和睦を果たすのである。ここで大友氏がこの和睦に介入したのは、このまま大鳥居氏と小鳥居氏の和睦が成立しないと、小鳥居氏が太友と敵対している毛利氏を頼る可能性があったのではないかと考えられよう。

### 三、留守職の政治的利用における天満宮の破却

第一章においても触れているが、天満宮が大友宗麟により破却されたのは、永禄十年（一五六七）のことである。その要因の一つとして留守職の補任に再び注目しなくてはならない。<sup>36</sup>第二節の通り、小鳥居氏の和睦の申し出により留守職をめぐる相論はひとまず決着がついたのであるが、この問題が再び蒸し返される事態が起きるのである。それは両氏の調停にあたった高橋鑑種が大友氏に反旗を翻し、敵対していた毛利氏に寝返ったことにある。鑑種が毛利氏に与する動きを見せるのが、永禄五年（一五六二）のことである。<sup>37</sup>大友氏と毛利氏は永禄に入ると、筑前門司城において長期に渡り対立関係にあったのであるが、大友氏の形勢不利な状況の中で和睦を結んだ年でもあった。そのような状況のなか、翌年の永禄六年（一五六三）に鑑種は、小鳥居氏を天満宮留守職としたのである。<sup>38</sup>これは、小鳥居氏に留守職の補任を示すことで大友氏との対立関係に均衡をもたらそうとしたものと考えられる。この鑑種の裏切りは大友氏にとって大きな衝撃であったと思われるが、その険悪な関係の渦中に引きずり込まれたのが小鳥居氏ということになるだろう。このことについて木村忠夫氏は、鑑種にとつて、大内氏という庇護者がいなくなり、大友氏の後ろ盾を持つ大鳥居氏によつて天満宮を離れざるをえなかった小鳥居氏は利用しやすい存在であり、天満宮社官掌握の先兵と化したと述べている。<sup>39</sup>このことが小鳥居氏にとつても、留守職としての地位回復の機会と成り得たのだろうか、結局は是非に及ばず、対立構造に組み込まれることになったことは確かであろう。

「(編纂切封)  
(墨引)」

と

急度遂注進候、仍去七豐後之者共至當城麓陳(種)を付候、就夫 天満宮之事、右之者共取懸及破滅候条、御神體・同御神寶等、無相違奉覺悟仕、社家衆如寶滿被取退候、然者日別御供其外之社役等之事、無退轉鑑種相續候、為御存知候、於巨細者、從小鳥居其外社中可被申上候、此由可預御披露候、恐々謹言、

(永祿十年)  
七月十三日

(高橋)  
鑑種 (花押)

(周定)  
萬福寺 衣鉢閣下

「以御注進狀申聞、父子被得其心之旨、直被申入候畢、

(永祿十年)  
九月十七日

(萬福寺)  
周定 (花押)」

【史料九 大友家家臣連署書狀】 41

當社上下之神官、鑑種(高橋)以同心籠城、前代未聞之企候、如此永々背 御下知、可輕神慮輩者、向後不可叶御分國中之段、堅被仰出候、但改先非、此節以一行於取退者、取合不可有別儀候、然者信渠被仰越專要候、恐々謹言、

(永祿十年)  
十月廿九日

鑑賢 (花押)  
宗譽 (花押)

天満宮

大鳥居殿

御同宿中

さて天満宮では、永祿六年（一五六三）に高橋鑑種から補任された小鳥居氏と、大友氏によって補任されていた大鳥居氏の両氏が留守職として存在することになったと考えてよいのであろうか。そこに疑問点を置いて、掲げた【史料八】と【史料九】を検討していく。【史料八】では大友氏が高橋鑑種を討伐するため、永祿十年（一五六七）に鑑種の拠点である筑前御笠郡に構える岩屋城を攻め、その戦火が天満宮に及ぶに至り、小鳥居氏を中心とした天満宮の社家衆が、その戦火を避けるために天満宮の御神体と御神宝を持って、鑑種の支配にある宝満城に逃げたことがわかる。これは、大友氏による天満宮の破却時には小鳥居氏が御神体や御神宝を持ち出すことのできる立場にいたことを示すものであると考えられる。これに関しては、この争乱に乗じて、小鳥居氏がこれら御神体・御神宝を持ち逃げしたという可能性もあることを『太宰府市史』では指摘している。<sup>42</sup>しかし、天満宮の被害を考える意味で小鳥居氏の動きは、災禍から免れようとする点においては、留守職としての立場に限らない当然の動きとも推察できる。逆に大鳥居氏は大友氏の天満宮破却をくいとめることができずに、天満宮での立場を危ぶまれる状況になったのではないだろうか。

大鳥居氏と大友氏との強い関係は天満宮全体として周知のことであり、社家衆からすればその姿は一体化していたとも考えられる。だからこそ【史料八】に見られるように、社家衆は小鳥居氏に従い、その難を逃れようとしたと思われる。そして【史料九】において大友氏は、この小鳥居氏をはじめ社家衆等の行動を非難しているのであるが、少しベクトルを変えて考察を加えたいと思う。それは、小鳥居氏の一連の行動が大友氏や大鳥居氏に対立するためのものであるかどうかである。一度は大鳥居氏と和睦をした小鳥居氏にとって、再び留守職をめぐる争いに担ぎ出されるのは本意ではなかったのではないだろうか、あくまでも高橋鑑種の政治的利用の一端ということになると思われる。結果として、大友氏と大鳥居氏、高橋氏と小鳥居氏という構図が出来上がってしまった以上、対立した関係にしか見いだせないところとなるわけである。天満宮の破却に至っては、その難を逃れるための小鳥居氏の行動を単に対立構造で片づけるには更なる検討を要するものと考ええる。しかし大鳥居氏にとって、この小鳥居氏の行動はどう映っていたのであろうか。少なくとも大鳥居氏も留守職の立場として天満宮に存在していたはずであり、この有事の際にその力を発揮できなかったと言いうことになるのだらう。その理由として、天満宮内部においては、大鳥居氏よりも小鳥居氏に協力する社家衆が多かったとも推察できよう。この観点では、大鳥居氏の天満宮での実権掌握は最大の課題であったと考えられ、このことをきっかけに反大鳥居勢力の排除に乗り出せる良い機会にもなったかもしれない。ただ小鳥居氏自身もこの争乱の中で、天満宮を維持・保全をしていく上では、留守職としての地位回復を求めていくことは自然であると考えられる。天満宮を破却した大友氏は、小鳥居氏にとって許すべきものではなく、その大友氏を背景に勢力の拡大を図っていた大鳥居氏に対しても同様の感情があったとすることは推察できるのではないだろうか。ゆえに、大鳥居氏との対立は避けられるものでもなかったと思われるが、やはり

大内時代との対立とはその性格に大きな変化があり、大内氏の時のように、その相論を大内氏のみ求めるものとは違い、内部での権力闘争自体が天満宮の存在に隙を与えることになり、大友時代には、天満宮を取り巻く勢力の動向に左右されてしまう結果になっていったのだろう。

【史料十 大友宗麟書状】<sup>43</sup>

就小鳥居進退之儀、以口能承候、得其意候、近年逆心之企、不隱便候條、争可許容候哉、聊不可有氣仕候、猶戸次伯耆守可申候、恐々謹言、

七月廿三日

天満宮

大鳥居殿

(大友)  
宗麟(花押)

【史料十】では、大友氏が高橋鑑種に与した小鳥居氏を許容しない旨を大鳥居氏に報告したものである。その許容しない対象は、小鳥居氏のみであったようで、当時高橋氏に与した社家衆を含むものではなかったようである。【史料九】で示しているが、神官等に対して、「但改先非、此節以一行於取退者、取合不可有別儀候」とあり、今回の行動に非を認め改めるならば、別儀無きこととしている。これは大友氏の譲歩でもあるように思われる。やはり、社家衆を多く失うことは天満宮経営をしていく上での支障にもなりかねなかったのではないだろうか。この「許容」という点は、大友氏のみばかりでなく、大鳥居氏にとっても必要なものであったと思われる。なぜなら、彼らに対して大友氏は自分に敵対した存在としての認識であり、大鳥居氏とつても、留守職を争う小鳥居氏に与する存在と、それぞれに対立構造があるにせよ、社家衆の必要性というベクトルは同方向に向いていると考えられるからである。

【史料十一 小鳥居信譽起請文】<sup>44</sup>

前〇  
カ関

梵天・帝釈(釋)・四大天王、想(想)日本國中大小神祇、別天滿大自在天神御罰可蒙候也、仍起

請文如件、

天正十五年

正月十七日

小鳥居

信譽書判

大鳥居殿參

御同宿中

大鳥居氏と小鳥居氏の確執に終止符が打たれるのは、天正年間に入ってからのことと思われる、時はすでに豊臣秀吉の時代となっていた。【史料十一】は、小鳥居氏から大鳥居氏に出された起請文である。永祿四年（一五六一）時、このような起請文の提出によって和睦がなされたことを考えると<sup>45</sup>、【史料十一】ではどういったことに対する起請文であるかは欠文となっており不明ではあるが、これまでの経緯からして、このような起請文が出される両氏の力関係を理解する材料にはなるのではないだろうか。おそらく大友氏と大鳥居氏の関係性なかで、両氏による留守職の相論が行われることもなくなり、大鳥居氏を中心とする天満宮経営の構造が出来上がっていったと思われる。これは、今までのように天満宮を統率するトップが争う内部対立という状況から、天満宮全体が内部統制の取れる体制に臨めるようになったと思われる。そして、天満宮を対外的諸勢力の中でいかに維持していくかが、大鳥居氏が留守職としての実質的な力量を試されることとなるのである。次章では、その大鳥居氏が天満宮の保全に対する動きがどういったものであるかを、祈禱巻数を媒体にして考察していくとする。

#### 四、大鳥居氏と小鳥居氏による祈禱巻数

次に掲げた一覧は、天満宮が破却された永禄十年（一五六七）以降に、天満宮から出された祈禱巻数を示している。天正年間における祈禱巻数の記事が多数見られ、その多くは島津氏に対するものである。小鳥居氏は永禄年間のみの記事が見られ、その内容も毛利氏の戦勝を祈ったものであるとされる。祈禱巻数が意味するところは、単純なる天満宮の動きでは無く、やはり天満宮の意志を示すアクションとして有効なものであったと思われる。

(表)永禄10年以降に見られる天満宮からの祈禱巻数

永禄10年(1567) 9月 2日	宮師坊・検校坊	毛利元就・輝元、小早川隆景
永禄11年(1568) 5月11日	大鳥居氏	臼杵鑑速(大友)
永禄12年(1569) 8月 2日	小鳥居氏	吉川元春
天正元年(1573)12月22日	大鳥居氏	大友義統
天正 3年(1576)12月24日	大鳥居氏	大友義統
天正 6年(1579) 6月25日	大鳥居氏	大友宗麟
天正12年(1585) 8月 2日	大鳥居氏	島津義弘
天正12年(1585)10月14日	大鳥居氏	島津義虎・上井覚兼
天正12年(1585)12月12日	大鳥居氏	大友義統
天正13年(1586) 9月14日	大鳥居氏	島津義弘
天正13年(1586)10月 3日	大鳥居氏	性未詳元好(島津)
天正13年(1586)10月14日	大鳥居氏	島津征久
天正13年(1586)12月 4日	大鳥居氏	新納忠元(島津)
天正14年(1587) 5月 6日	大鳥居氏	伊集院忠棟(島津)
天正14年(1587) 7月 7日	大鳥居氏	伊集院忠棟(島津)
天正14年(1587)10月12日	大鳥居氏	大友義統
天正14年(1587)12月 3日	大鳥居氏	吉川元春
天正14年(1587)12月27日	大鳥居氏	大友義統
天正15年(1588) 2月27日	大鳥居氏	税所篤和(島津)
天正15年(1588) 3月24日	大鳥居氏	毛利輝元
天正15年(1588) 4月 7日	大鳥居氏	豊臣秀吉

(『大宰府・太宰府天満宮史料』を参考に作成)

永祿年間では、大友氏と毛利氏（高橋鑑種）の対立の中での祈禱巻数となるが、永祿十二年（一五六九）を最後に小鳥居氏の記事は見られなくなる。これは同年に小鳥居氏の後ろ盾であった高橋鑑種が大友氏に降伏したためと考えられる。このことにより小鳥居氏の留守職としての力が維持できなくなった経緯が予想される。しかし、ここで更に注目できるのが、永祿十年（一五六七）の宮師坊と検校坊による毛利氏への祈禱巻数である。先述の通り、天満宮の破却の際に社家衆が小鳥居氏と共に行動するのであるが、この宮師坊と検校坊の祈禱巻数により、具体的にどういった社家衆が小鳥居氏側についていたかが示されることになる。

そして天正六年（一五七九）までには、大友氏に対する大鳥居氏からの祈禱巻数が数回見られるが、その後ぱったりとその祈禱巻数に関する史料は確認できなくなるが、天正十二年（一五八五）の島津氏に対するものから再び姿を現す。これは天正六年に大友氏と島津氏による「耳川合戦」で、大友氏が大敗したことにその理由を求めることができるだろう。大友氏はこの耳川合戦以後、その勢力を大幅に縮小していくことになる。<sup>46</sup>そして逆に島津氏はこれをきっかけに薩摩から北上を始めるのである。大鳥居氏が耳川合戦直後に祈禱巻数を島津氏の出さなかったのも、動向を見極めての慎重さがあつたからと思われる。しかし島津氏の北上が本格的になる天正十二年（一五八五）以後、島津氏に対する祈禱巻数の夥しさには注目できるであろう。ではこの大鳥居氏による祈禱巻数の目的は如何なるものであつたのか。

【史料十二 上井覚兼日記】<sup>47</sup>

（天正十二年十月）  
一十四日、<sup>○</sup>中 天満宮大鳥居信寛法印より使僧預候、并書状到来候趣、爰元主張故音

信候、天満宮社家一篇之儀候間、御祈禱巻数預候、自今已後崇敬可申之由也、梅花

香一箱送預候、相應之致返答候也、使僧參會候て御酒寄合候也、

【史料十二】は、島津義久の家老であつた上井覚兼が記したものであるが、内容は島津氏の天満宮への崇敬を確認するものであつたことがわかるであろう。また、祈禱巻数がこの時期にどういった意味合いを持つかを示すものでもある。大鳥居氏が大友氏による破却や多くの勢力に影響を受けてきた回顧に基づく動きであつたと言えるのではないだろうか。天正十四年（一五八六）であるが、「香榊宮編年記」

によれば、「天正十四年七月二十五日、薩州ノ兵士、立花城ヲ屠ルノ時キ、當宮并ニ祠官坊中、其ノ兵燹（火偏に燹）ニ罹テ一時ニ灰燼ス」とあり、天満宮の至近にある香椎宮が島津兵により炎上するということが起こっている。<sup>4</sup>このことからすれば、大鳥居氏の島津氏への行動が香椎宮のような惨事を天満宮にもたらさない、未然に防いだ要因になったのではないだろうか。そして、大鳥居氏の天満宮に対する維持・保護を求める動きができてくるのは、やはり小鳥居氏との相論の決着など安定した天満宮内の掌握ができてこそのものであると感じる。

おわりに

南北朝以降、大鳥居氏と小鳥居氏による留守職によって天満宮の統率がなされていた。しかしその反面、両氏の留守職をめぐる相論も長期化して行われるようになり、その相論がもたらす隙が、天満宮に対して外部勢力の影響を受ける体質を形成していくことになる。これは、菅氏長者が留守職を補任する構造を形骸化させるものであり、混乱をきたす結果にもなった。そして両氏の対立も大内時代と大友時代では性格が異なることを示してきた。大内時代においては小鳥居氏を中心とした体制を求める反面、必ずしも小鳥居氏ではなくてはならないというわけでもなく、対立する大友氏に近い大鳥居氏を牽制するためであったと考えられるなど、不確定な要素が多かったのであるが、それはまだ天満宮内部での対立で収まるものであった。相論の帰結は大内氏が握るものであり、菅氏長者に裁許を求める状況も垣間見られるが、それもやはりすでに菅氏長者の存在が天満宮にとって形骸化していたことを考えれば、政治的に利用されていったことは否めないのである。大友時代に入ると、大鳥居氏がその中心となっていくものであり、相論も和睦によって落ち着く時期を迎える。しかし大友氏と高橋鑑種が対立していく中で、再び留守職をめぐる両氏の対立がなされるようになる。しかし大内時代と異なり、大友と大鳥居、高橋と小鳥居という対立構造が複雑化してくる。天満宮の破却も、留守職をめぐる争いという天満宮内部でのレベルを超えた土俵の上で起こることであり、両氏が争乱に巻き込まれることが、天満宮もまた同じくして巻き込まれるという状況を生んだのである。しかし、天満宮が破却を受けたことが刺激となったのか、大鳥居氏はその状況に応じて、折衝巻数を贈ること、その存在をアピールするようになる。それは、内部分裂していた状況からの脱却を目指し、これから関わるであろう、諸勢力に積極的に天満宮の態度を示すことで、戦火が及ばないよう予防線を張ったのではないだろうか。

- 1 竹内理三「安楽寺の成立」〔大宰府古文化論叢〕下 吉川弘文館 一九八七)
- 2 道真が没したのは、延喜三年(九〇三)であり、延喜五年(九〇五)には祠堂が建てられたとされている。
- 3 西高辻信貞『太宰府天満宮』(学生社 一九七〇)
- 4 福岡古文書を読む会校訂 青柳種信編著『筑前国續風土記拾遺』上巻(文献出版 一九九三)
- 5 貝原益軒編『筑前国統風土記』加藤一純編『筑前国風土記附録』そしてこの青柳種信編『筑前国統風土記拾遺』が、福岡藩の地誌編纂事業としてまとめられ、「筑前三地誌」と呼ばれている。広渡正利氏は、本書での解説において、『拾遺』の編纂基調として、国学者の立場から種信が、諸社の古記録などを重視し、引用することで神道思想の普及と復興に意を用いていたと説明している。
- 6 恵良 宏「大宰府安楽寺の寺官機構について」〔宇部工業高等専門学校研究報告〕第六号 一九六二)
- 7 正木喜三郎「中世における天満宮安楽寺―寺領支配構造の変遷―」
- 8 (太宰府天満宮文化研究所編『菅原道真と太宰府天満宮』下 吉川弘文館 一九七五、正木喜三郎『大宰府領の研究』 文献出版 一九九一に再録)
- 9 前掲 1
- 10 太宰府天満宮文化研究所編『太宰府天満宮所蔵古文書目録』(太宰府天満宮文化研究所 一九七九)
- 11 「大内奉行人連署奉書」天文四年(一五三五) 四月十八日「太宰府天満宮文書」
- 12 川添昭二「中世九州の政治・文化史」(海鳥社 二〇〇三)
- 13 周防・長門・安芸・石見・豊前・筑前の六ヶ国の守護として、中国地方から北九州に大勢力をもった。北九州の支配をめぐって大友氏や少弐氏と争った。武家としては異例の従二位にのぼり、大宰府の上官である大弐の官職を得た。
- 14 「大内奉行人連署奉書」天文四年(一五三五) 五月十一日「小鳥居文書」〔天満宮史料〕十四)
- 15 「太宰府神社舊神官家系」〔神道大系〕神社編 四八 太宰府 神道大系編纂会編 一九九一)
- 16 康正二年(一四五六) 四月二十七日「大鳥居文書」
- 17 (竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十三 太宰府天満宮 一九八六)
- 18 前掲 5
- 19 「大内義隆書状」年未詳三月二十一日「塚原周造氏所蔵文書」天文四年(一五三五) 八月十四日項に列記〔天満宮史料〕十四)
- 20 「目代石見守助重奉書」年未詳九月十一日「太宰府天満宮文書」〔天満宮史料〕十四) 年未詳であるが、天文四年に収められている。
- 21 「太宰府天満宮所蔵古文書目録」では、天文九年(一五四〇)と比定している。
- 22 「大内奉行人連署奉書」天文四年(一五三五) 八月十四日「太宰府天満宮文書」〔天満宮史料〕十四)
- 23 木村忠夫「中世末期の天満宮―大名領国との関連から―」〔菅原道真と太宰府天満宮』下 吉川弘文館 一九七五)
- 24 前掲 5

19 「三上兼照・瀧口貞國連署書状」天文十七年（一五四八）三月十六日「太宰府天満宮文書」〔天満宮史料〕十四

天満宮御留守職之事、大鳥居被申候、雖有子細為 御屋形（小鳥居）見備中守（興盛）長兩所以御奏者仰之

旨候間、則信元へ被仰付候上者、於向後無別儀御存知肝要由候、就其近年御無音候間、於以

後者、當時似相御音信、尤可然存候、為其以連判申候、恐々謹言、

（異筆）「天文十七」

（異筆）「坊城家三上判官」

三月十六日

兼照（花押）

（異筆）「同瀧口筑前守」

貞國（花押）

小鳥居殿

東坊城長淳は、天文十六年十一月に天満宮詣のため、九州に下向していたが、翌年三月二十三日に逝去している

前掲 15

前掲 17

前掲 5 正木氏は、文永五年（一四四八）六月頃から大鳥居信頭が、留守職を大鳥居職と私称していることを指摘している。

「大友家臣連署願書」天文七年（一五三八）三月「大友家文書録」〔天満宮史料〕十四

「足利義晴御内書」天文六年（一五三七）十二月二十九日「大友家文書録」〔天満宮史料〕十四

「大友家奉行人連署書状」弘治二年（一五五六）七月二十六日「大鳥居文書」

（竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十五 太宰府天満宮 一九九三 以下、『天満宮史料』十五と略）

前掲 19

前掲 17

山口隼正「太宰府安楽寺天満宮領研究の一視点―筑前国衙職・代官請負制を中心に―」

〔北九州史学〕四二―一九六八 『中世九州の政治社会構造』 吉川弘文館 一九八三再録

「大友家奉行人連署書状」天文十八年（一五四九）一月十九日「大鳥居文書」〔天満宮史料〕十四

前掲 17

拙稿「大友義鎮における社寺破却の意図について」『神道宗教』一九二二〇〇三

「大友義鎮書状」永禄二年十二月二十五日「大鳥居文書」〔天満宮史料〕十五

「大友義鎮安堵状」永禄元年（一五五八）十月三日「大鳥居文書」〔天満宮史料〕十五

「小鳥居信慶外二名連署書状案」永禄三年（一五六〇）九月十八日「太宰府天満宮文書」〔天満宮史料〕十五

- 3 5 「小鳥居誓文寫」永祿四年（一五六一）三月七日「太宰府天満宮文書」〔天満宮史料〕十五）
- 3 6 前掲3 1
- 3 7 「毛利元就・輝元連署書狀」永祿五年（一五六二）七月十六日「山田文書」〔天満宮史料〕十五）
- 3 8 「高橋鑑種書狀」永祿六年（一五六三）三月二十三日「小鳥居文書」〔天満宮史料〕十五）
- 〔<sup>押紙</sup>高橋三河守〕
- 天満宮留守職之事、任往古之例、小鳥居御裁判肝要候、仍為後證一通如件、
- 永祿六年三月廿三日
- 天満宮小鳥居殿
- 鑑種<sup>高橋</sup>（花押）
- 3 9 前掲1 7
- 4 0 「高橋鑑種書狀」永祿十年（一五六七）七月十三日「小鳥居文書」〔天満宮史料〕十五）
- 4 1 「大友家臣連署書狀」永祿十年（一五六七）十月二十九日「大鳥居文書」〔天満宮史料〕十五）
- 4 2 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史』中世資料編 二〇〇二
- 4 3 「大友宗麟書狀」元龜元年（一五七〇）七月二十三日「大鳥居文書」〔天満宮史料〕十五）
- 4 4 「小鳥居信譽起請文」天正十五年（一五八八）正月十七日「太宰府天満宮文書」
- 〔竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十七 太宰府天満宮 二〇〇三）
- 4 5 前掲3 5
- 4 6 木村忠夫「耳川合戦と大友政權」〔木村忠夫編 戦国大名論集七『九州大名の研究』 吉川弘文館 一九八三）
- 4 7 『上井覺兼日記』天正十二年（一五八五）一〇月十四日「上井覺兼日記」
- 〔竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十六 太宰府天満宮 二〇〇〇）
- 4 8 「香椎宮編年記」天正十四年（一五八七）七月十五日（廣渡正利『香椎宮史』 文献出版 一九九七）

※ 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。